

令和2年度 事業報告

(令和2年7月1日から令和3年6月30日まで)

I 総括

1. 法定事業の制度啓発と事業推進

令和2年度の協会を取り巻く環境は、前年と概ね同じでした。新型コロナウイルスについては、一時期鎮静化する傾向もみられたが、再び感染者が増加し全国へ広がり、経済的に大きな影響があった。ワクチンの接種が進み、コロナ禍のおさまりを待つしかない状況は全国どこも同じであり、社員の皆様にとっても大変ではあるが、今少しの辛抱が必要である。

令和2年度の協会の事業実績は5億8600万円であった。令和元年度の事業実績と比較すると約2500万円の減額となったが、コロナ禍や災害対策の公共事業が減少する中、影響が少なかったことは幸いであった。尚、総受託業務件数は403件であり、延べ763名の社員が業務処理に従事した。

依然として受託業者の規模、信用力、完成能力等を考慮しない公共嘱託登記業務の一般競争入札による公共調達を実施されている状況は変わっていない。全公連においては、既存の随意契約を刺激しないために、入札に関する積極的な打開策をとる方向ではない。

しかし、四国4県では入札の影響が大きく現れており、四公連の元、4協会が協力しその打開を図るため情報交換をおこなった。

愛媛県が開催した令和2年8月21日の「用地事務初任者研修会」及び令和2年9月17日の「用地事務専任者研修会」に末光業務第二部長を派遣した。

2. 関連事業の受託推進と受託態勢の整備

不動産登記法第14条第1項地図作成作業については、その業務が土地の筆界を明らかにする業務であり、不動産に関する権利の明確化に直接的に寄与する事業であるため、土地家屋調査士・公嘱協会の職務として積極的に業務受託を行った。

法務局が発注する登記所備付地図作成作業は、一般競争入札による公共調達業務にもかかわらず落札することができ、継続して処理を行った。しかし、四国の他の3協会を見ると安閑とはしてられない状況である。

県下市町が発注する地籍調査事業による地図作成作業については、松山市、今治市、大洲市、松前町で実施した。宇和島市においては、修正作業の業務処理を実施した。

地図作成作業については、綿密な資料調査、丁寧な住民対応等の徹底及び筆界への永続的な境界標識の設置などの原則に基づく業務処理の徹底を確認した。

3. 自主事業の拡大と推進

境界の主要な公益目的事業である登記基準点設置事業については、令和2年度において今治市喜田村地区において実施、2級基準点相当の登記基準点2点、3級基準点相当の登記基準点14点を設置した。

また境界標識設置作業については、令和2年度では33,593点の境界標識（プレート標識・金属鋏・プラスチック杭）を設置しており、令和2年度においても支援補助を行った。

4. 業務処理の標準化と管理の徹底

コロナ禍の中、各支所及び全体的な業務研修会の実施出来ていない。

業務処理システムによる業務管理を実施するとともに、修正・問い合わせ等について逐次対応を行った。全県下的な統一はまだまだだが、支所内で決めた業務処理や成果の納品、システムへの対応等がほぼ出来てきている。

5. 公益社団法人としての会務運営の適正化

今年度は、定款・諸規則・細則の制定及び改廃はなかったが、昨年に引き続いて調査士法、一般社団法人法など関連法規を遵守し、定款等に準拠した会務運営を行った。

定時社員総会、理事会、業務執行役員会の役割とその責任の範囲を明確化して、適切な会議の開催及び運営に務めた。また業務執行役員は、定款により4箇月を超える範囲で年に2回以上、理事会において自らの職務執行状況を報告しなければならないため、令和3年2月19日開催の令和2年度第3回理事会、令和3年7月30日開催の令和3年度第1回理事会において報告を行った。

6. 関係団体との連携と相互支援

(1) 愛媛県土地家屋調査士会、愛媛県土地家屋調査士政治連盟との連携と相互支援

・コロナ禍であるため、三者が集まったの協議会は開催できなかったが、調査士制度にかかる課題や、様々な取り組み等について個別協議を行った。

・令和2年10月26日、東京国際フォーラムにおいて、土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウムが開催され、岡理事長が出席した。

(2) 全公連、四公連主催の総会、各級機関会議への出席、研修会への参加

①全公連総会・研修会関係

・令和2年10月27日、飯田橋ホテルメトロポリタンエドモントにおいて、全公連報告会及び研修会が開催され、岡理事長が出席した。

・令和3年2月17日、Webにて臨時総会及び第2回研修会が開催され、岡理事長が出席した。

②四公連総会関係

・令和2年9月12日四公連第一回理事会及び監査会に、岡理事長、倉富経理部長、田頭業務第一部長、岩村全公連理事が出席し、四公連総会対応、各協会が直面する問題について協議対応を行った。

・令和2年度四公連定時総会が高松市にて開催され、役員8名が参加した。

詳細は以下のとおりである。

日 時：令和2年10月2日（金）13時30分から17時まで
場 所：香川県高松市古新町9-1
リーガホテルゼスト高松

会議の目的：令和元年度事業経過報告の件
令和元年度収入支出決算書承認の件（監査報告）
令和2年度事業計画案審議の件
令和2元年度収入支出予算案審議の件
次期定時総会開催地決定等に関する件

研修会はコロナ禍で中止し、各協会の実情、実績、課題等について意見発表が行われた。

令和3年3月27日、四公連第2回理事会に、岡理事長、江口総務部長、末光業務第二部長、岩村全公連理事が出席して、四公連及び四国4協会が直面する課題について、情報の交換を行うとともに対応を協議した。

来期の全公連ブロック推薦理事について、継続して岩村氏にお願いすることになった。

令和3年度四公連総会は、徳島協会では令和3年10月1日(金)、2日(土)で予定通り行うこととした。

四公連会長・事務局固定を以前のとおり各協会持ち回りに戻す事の提案がされ、総会開催に合わせて持ち回りすることとした。その後、情報交換を行った。

II 事業関係

1. 総務部

(1) 社員の執務の指導及び連絡に関する事項

- ・法定事業について、担当社員と支所役員の打合せ同行を一部支所にて実施した。
- ・役職員の責務と社員の関係について、継続的に周知徹底した。
- ・支所開催の研修会については、研修等実施計画書・実施報告書の提出を義務づけるとともに必要な経費について審査のうえ、補助の対象とした。
- ・新型コロナウイルス感染症の社会情勢に対応するため、WEB会議の機材を導入し環境整備を行った。

(2) 社員の入会及び退会並びに職員の人事に関する事項

- ・社員数、入会、脱会の把握をした。令和3年6月末現在178名
- ・令和2年度の新入社員は1名であった。定款第31条第2項の規定に基づき、承認決議を実施して社員としての承認を行った。
- ・職員の状況把握、職場環境改善のための面談の実施し、事務局職員と必要に応じて個別に勤務状況、継続雇用の意思確認をし、情報共有を行った。また、電話機を増設するなど職場環境の改善に努めた。
- ・事務局職員と時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）を締結し、労働基準監督署に届出を行った。

(3) 帳簿及び書類の保守に関する事項

- ・書庫の書類について、保管状況を確認した。
- ・協会の備品、物品について現物の確認と台帳の整理を行った。

(4) 文書の収受、発送に関する事項

- ・各種会議について開催予告、開催通知、会議録作成の標準化を継続した。
- ・出張指示書、出張報告書の発受信に関して、旅費規程に則り、出張（会務）指示書の発信と出張（会務）報告書の提出を求め、協会の会務運営の適正化を行った。
- ・関係団体に関する開催案内の発受信事務を行った。

(5) 理事長印、協会印の管守に関する事項

- ・理事長印については、始業時事務局長が金庫より持ち出し、終業時に金庫に保管する取り扱いで管守を行った。銀行印については、支払い決済時に金庫より持ち出し、経理部長、経理担当職員の相互確認により取り扱いとし、経理処理終了後に金庫に返還保管を行った。

(6) 協会及び社員に関する情報の公開に関する事項

- ・ホームページで公開している社員情報のアップロードを随時行った。

(7) 広報に関する事項

- ・ホームページで公開している情報データのアップロードを随時行った。
- ・啓発パンフレット・全公連作成協会紹介パンフレットの官公署への配布を通じて啓発活動の推進を行った。

(8) その他、他の部の所掌に属さない事項

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度は本会との共催研修会は開催しなかった。

2. 経理部

令和2年9月4日定時社員総会開催後、9月24日第1回経理部会を開催し、経理部としての対応を協議した。

公的な補助金に依拠せず社員の会費と事業収益により運営している協会は、令和元年12月に発生した新型コロナウイルスが、引き続き今年度においてもその感染が拡大している状況を考慮すれば、協会の事業収益の減少が当然危惧され、協会経理の不安定な運営が懸念される。

よって、経理部でも上記の状況に対応した経理運営を模索することとした。

部会では、以下の項目について対応協議を行った。

① 協会の財務状況と総会後の経理事務の態勢について

万一、令和3年度の事業収益が大幅な減額となる場合を想定して、令和2年度期末には協会の年間の運営資金約4,000万円を繰り越すことを目標として運営した。

令和5年末には、現在継続雇用している経理担当職員が事実上退職となるため、円滑な経理事務の承継を目指し、他の職員との二人態勢にて令和3年度以降の経理事務を実施する環境整備と準備を行った。

② 公益法人会計ソフトの購入の検討について

現在使用している公益法人会計ソフトのサポート終了に伴い、経理事務二人態勢に対応し

た簡易ネットワーク型公益法人会計ソフトを購入し環境整備を行った。

令和3年4月27日導入、環境設定、以後2回の演習を終えて、令和3年度からは新会計ソフトによる経理事務へと移行している。

③ 経理部の情報共有について

新型コロナウイルスの蔓延により、顔合わせでの経理部会の実施が困難であるため、必要な情報についてメールにて文書起案、情報の共有を行った。

(1) 入会金及び会費の徴収に関する事項

- ① 今年度は、1名の入会を受け、規定のとおり入会金を受領した。
- ② 会費について、期限内未納者が2名いたが、事業年度内には全社員の納付を確認した。

(2) 予算及び決算に関する事項

公認会計士の指導を受け、公益法人会計基準に則した経理処理を行った。懸案事項であった過年度業務処理費の未払いについて、関係社員に支払い要請処理をいただき、平成30年度未払い金、令和元年度未払い金について、大部分の支払い処理を行った。

(3) 金銭及び物品の出納に関する事項

平成29年度にネットバンキングによる支払い決済を導入したが、支払い事務の効率化と振り込み手数料の削減など有効であるため、引き続きネットバンキング決済による出納事務の効率化を行い、事務負担の軽減を行った。

令和2年12月28日、令和3年6月30日、事務局の管理する小口現金について、台帳との照合点検を実施して、小口現金の適正運用を確認した。

(4) 資産の管理に関する事項

発注官公署のWindows7からWindows10変更に伴う受託業務処理システムのアップロード要請にこたえるため、測量処理ソフト、地籍調査処理システムのバージョンアップと新規購入で対応を行った。

(5) 物品の購入斡旋、頒布に関する事項

役員、社員により、全公連発刊の啓発パンフレット「官民境界確認補助業務」「狭あい道路拡幅整備事業」の頒布を行った。

3、業務部

(1) 法定事業の推進

- ① 未契約の県下各市町に対して継続して業務啓発にかかる提案を行なった。
- ② 契約済みの市町においても関係各課に継続して啓発活動を行なった。
- ③ 松山市において境界確認補助業務の提案を行なった。
- ④ 県内各市町に対して狭あい道路整備促進事業に係る分筆登記業務の提案を行う。

(2) 関連事業の推進

①登記所備付地図作成作業

松山市素鷲地区、桑原地区（枝松地区、東本地区）について実施した。

桑原地区（三町地区、松末地区）については令和3年度も継続して実施する。

②地籍調査事業

松山市の市街地及び山間部、伊予郡松前町、今治市の3市町について継続して行った。

新居浜市については、事業受託について協議を実施した。

大洲市については、菅田地区にて実施した。

宇和島市については、過年度地籍調査（未承認地区）の修正作業を継続して行った。

(3) 自主事業の推進

①登記基準点の設置

今治支所が今治市喜田村において行った登記基準点設置作業で、2級基準点相当の登記基準点を2点、3級基準点相当の登記基準点を14点設置した。

②境界標の埋設

登記所備付地図作成作業及び地籍調査事業、並びにその他嘱託業務において不動産の権利の明確化に寄与する為、土地家屋調査士会の指導の下、全点境界標設置を原則に業務を行い、33,593点の境界標を設置し（内訳は、アルミプレート境界標識13,336点、45mmプラ杭2,069点、30mmプラ杭10,665点、金属鋌7,523点）、積算に含まれない30136点の境界標識について、設置費用の支援を行った。

(4) 業務処理と成果検査体制の検討

工程管理や成果品の検査体制など導入した業務処理システムを有効利用し、業務進捗状況の把握、品質の確保、成果品の検査体制等を整え、社員個々のスキルアップを図ることを継続して行った。

(5) 研修会等

本会・支部が実施する研修会への参加するよう要請した。

協会においても業務管理システムや業務に関する研修等を計画していたが新型コロナの影響があり開催することは出来なかった。